緊急通報体制等整備業務委託仕様書

この仕様書は「沼田市在宅老人日常生活用具給付等事業実施要綱（平成３年６月２０日告示第５８号)」に基づく緊急通報装置設置運営業務の委託に必要な事項を定めるものとする。

１　委託期間

委託期間は令和９年４月１日から令和１０年３月３１日までとする。

２　委託場所

委託先受信センター及び市が指定した高齢者宅

３　委託金額

単価契約（装置については１件あたりの月額）

４　事業者の要件

事業者は、緊急通報業務について群馬県内の地方公共団体と直近で５年以上の契約実績があり、１５０件以上の運用実績を有していること。

５　委託内容

(1) 本業務には、盗難等の事故又は利用者の身体に対する危害を警戒し防止する業務、警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 2 条第 1 項第 1 号及び同項第 4 号に規定する業務は含まない。また、本業務は利用者への救命行為を提供するものではない。

(2) 受信センター（以下「センター」という。）の体制

ア　受信対応マニュアルを整備し、かつ正報・誤報に迅速、正確、丁寧に対応すること。

イ　センターは、深夜を含めた２４時間体制で保健師、看護師等の資格のある職員を適切に人員配置していること。

ウ　通報があった場合、利用者の情報を即座に把握可能なシステムを備えること。

エ　天災・災害時などに対応できるよう複数の受信センターを有していること。

オ　緊急通報、相談通報ともに同一センターにて通報受信、対応すること。

(3) 緊急通報の受信及び安否確認の発信に関する業務

ア　事業者は、緊急通報装置（以下「装置」という。）からの緊急通報受信業務を行い、必要に応じてたかさき消防共同指令センター及び当該利用者が指定する協力員及び関係機関への連絡を行うこと。協力員が訪問できない場合は、別途事業者が用意する外部協力員へ連絡・訪問を行うこと。

イ　事業者は、装置の利用者に「伺い電話」として月１回の電話による身体状況の把握及び相談業務を行い、システムの仕組みや使用方法の啓発をすること。

ウ　事業者は、受発信業務に関する報告書を翌月１０日頃までに市へ提出することとし、正報等により救急要請を行った場合は、市にその都度報告すること。

(4) 装置の設置、保守及び撤去

ア　事業者は、市の指定する利用者宅への装置の設置及び装置の正常な作動確認を行うこと。

イ　事業者は、装置に故障が認められたときは、遅滞なく修理等の対応を行うこと。

ウ　事業者は、装置のバッテリー及び電池の交換を定期的に行い、著しい消耗がある場合は、その都度交換を行うこと。

エ　事業者は、利用者宅への装置の設置及び撤去は市の指示後、速やかに行うこと。

オ　事業者は、装置の工事等に関する業務を市が承諾した場合、委託することができる。

6　設置装置

利用者宅に設置する装置は、次のとおりとし、以下の機能を有することとする。また、原則設置する機器は、固定電話回線用の装置を設置するものとするが、固定回線がなく、携帯電話等のみ所持されている利用者宅については、携帯電話回線用の装置を設置するものとする。

(1) 装置本体

【固定電話回線用】

ア　利用者宅の電話回線を基本的には利用することとし、既設の電話機との併設が可能であること。ただし、使用できない回線等がある場合は、別途市と協議し対応を行うこと。

イ　ハンズフリーによる双方向通話ができること。

ウ　停電・内蔵電池容量低下等の異常信号を自動通報できること。

エ　満充電時に４時間程度の停電に対応できるバックアップ機能を有すること。

オ　ペンダント型送信機と通信する為の無線部を内蔵していること。

カ　複数の人感センサーからの検知データを装置本体が受信し、規定の時間検知が少ないなどの異常を判断した場合、センターに安否通報できる機能を有すること。また、利用者に負担をかけないよう外出・在宅の状況判断は利用者の操作や連絡などによることなく、自動的に判定できる機能を有していること。

キ　市からの指示により利用者宅に設置された人感センサーの検知データをセンターにて収集し情報提供できる機能を有していること。

【携帯電話回線用】

ア　利用者宅の固定電話回線の有無にかかわらず装置本体が保有する携帯電話回線により利用が可能であること。

イ　緊急時、自宅の中から通報が可能であること。

ウ　容易に利用者宅の外に持ち出しできないよう据え置き型の装置であること。

エ　停電・内蔵電池容量低下等の異常信号を自動通報できること。

オ　満充電時に４時間程度の停電に対応できるバックアップ機能を有すること。

カ　ペンダント型送信機と通信する為の無線部を内蔵していること。

キ　複数の人感センサーからの検知データを装置本体が受信し、規定の時間検知が少ないなどの異常を判断した場合、センターに安否通報できる機能を有すること。また、利用者に負担

をかけないよう外出・在宅の状況判断は利用者の操作や連絡などによることなく、自動的に判定できる機能を有していること。

ク　市からの指示により利用者宅に設置された人感センサーの検知データをセンターにて収集し情報提供できる機能を有していること。

(2) ペンダント型送信機

ア　利用者が自宅内で持ち運び可能なペンダント型であること。

イ　利用者がより確実に安心して利用できるよう電波の到達距離は見通しおおむね 100m以上であること。

ウ　利用者が浴槽で倒れる可能性もあることから、浴室でも利用できる防浸構造であること。（JIS 保護等級 7 相当）

エ　電池切れ通報機能を有すること。

(3) 人感センサー

ア　利用者の生活動線は、利用者宅によって様々であることから人感センサーは利用者宅に合わせて 3 台以上設置することとし、利用者宅の美観を損ねないよう検知した検知データを通報装置本体へ無線にて通信できること。

イ　電池切れ通報機能を有すること。

7　個人情報の保護

事業者は、事業実施にあたり、個人情報保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することがないよう、個人情報保護体制を整えておくこと。また、プライバシーマークを取得していること。

8　その他

事業実施上、疑義が生じた場合は、双方協議の上対処する。